

(意見書案第 8 号)

「北海道主要農作物等種子条例」の制定を求める意見書

昨年の通常国会において主要農作物種子法廃止法が成立し、平成 30 年 4 月より主要農作物種子法が廃止となった。

これまで主要農作物種子法のもとで、北海道内の試験研究機関と民間とが協力して、多くの優良品種を育成し、全国ブランドの「ゆめぴりか」をはじめ、小麦の「きたほなみ」、大豆の「ユキホマレ」など優良な品種を生み出し、北海道において稲・麦・大豆の優良品種の生産、普及を促進してきた。また、北海道の農業生産と販売にも大きな役割を果たしてきた。

種子法が廃止されることで、埼玉県議会では、優良種子確保のために「埼玉県主要農作物種子条例」が全会一致で可決された。

よって、道においては、北海道の農業生産と農業経営、地域経済を維持していくために、種子の開発や研究を進めていくことは重要であり、これまでの様に開発・育種できるように「北海道主要農産物等種子条例」を制定されることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 22 日

釧路市議会

北海道知事 宛